

# 「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(事業所番号 4400300028 )

### ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁	7. 損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁	8. 虐待防止のための措置・・・・・・・・・・ 6 頁
3. 事業実施地域及び営業時間等・・・・・・・・ 2 頁	9. 個人情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁	10. 緊急時の対応方法・・・・・・・・・・・・ 6 頁
5. 提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ 3～4 頁	11. 苦情及びハラスメントの受付について・・ 6 頁
6. サービスの利用に関する留意事項・・ 4～5 頁	12. 医療と介護の連携の強化について・・・・ 6 頁

令和 6 年 9 月 1 日改訂

## 1. 事業者

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人九州キリスト教社旗福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | 大分県中津市永添2744番地       |
| (3) 電話番号  | 0979-23-1616         |
| (4) 代表者   | 富永 健司                |
| (5) 設立年月  | 昭和46年8月14日           |

## 2. 事業所の概要

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 事業所名     | 中津市地域包括支援センターいずみの園   |
| (2) 事業所の所在地  | 大分県中津市永添2744番地   |
| (3) 管理者      | 郡山 奈緒美   |
| (4) 電話番号     | 0979-62-9000   |
| (5) FAX番号    | 0979-23-7921   |
| (6) 事業所指定番号  | 4400300028   |
| (7) 事業の目的    | 利用者の身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指し、自立保持を目的とします。  |
| (8) 事業所の運営方針 | 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。<br>また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 |
| (8) 開設年月日    | 平成21年4月1日  |

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 実施地域     | 大幡校区、如水校区、今津校区の区域。但し、通常事業の実施地域以外からの利用も可能とする。            |
| (2) 事業所の営業日  | 月曜日から土曜日までを開設日とする。但し、12月29日から1月3日及びその他やむを得ず業務のできない日を除く。 |
| (3) 事業所の営業時間 | 8時30分から17時30分までを基本とする。但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。      |

#### 4. 職員の体制 [主な職員の配置状況]

##### 中津市地域包括支援センターいずみの園

職種	常勤専任	常勤兼任	非常勤専任	職務内容
管理者	—	1名	—	業務統括・苦情相談・事務
看護師	—	1名	—	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント
社会福祉士	3名以上	—	—	
主任介護支援専門員	1名以上	—	1名	
介護支援専門員	—	—	—	
庶務・その他	—	—	—	会計・庶務・その他

\*業務等により、職員数変動することがあります。

#### 5. 提供するサービスと利用料金

中津市地域包括支援センターいずみの園（以下「支援センター」という。）では、次のサービスを提供します。

[サービス内容] \* 契約書第4～5条参照

##### (1) サービス計画の作成

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者等と面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正かつ適正に利用者等に提供し、利用者等にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、目標の達成時期、サービス提供上の留意点等を明記したサービス計画の原案を作成します。
- ④ 上記原案に位置づけたサービス等について、介護予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者等に説明し、文書または、電磁的な対応による同意を受けます。
- ⑤ その他、サービス計画の作成に関する必要な支援を行います。

##### (2) サービス計画作成後の援助

- ① 利用者等と継続的に連絡を取り、経過を把握します。
- ② サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス事業者等と連絡調整を行います。
- ③ サービス計画の目標の達成状況等について定期的に評価をし、その結果を記録します。
- ④ 利用者等の状態変化等に応じて、サービス計画の変更、要支援認定等(区分変更)申請の支援、基本チェックリスト実施等の必要な支援を行います。
- ⑤ 支援センターは、利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が施設への入居を希望した場合は、利用者が入居できる施設の紹介その他の支援を行います。

## [利用料金]

### (1) 料金

サービス計画に関するサービス利用料金について、支援センターが法律の規定に基づいて、介護保険制度からサービス利用料金を受領する場合（法定代理受領）、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、支援センターが介護保険制度からサービス利用料金を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払下さい。

基本単価（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）	4, 420円/月
初回加算	3, 000円/月
介護予防支援委託連携加算	3, 000円/月
生活機能維持加算（介護予防ケアマネジメント費のみ）	3, 000円/月

\* 契約書第7条参照

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービスの委託（契約書第8条参照）

当該サービスについては、基本的に支援センターにおいて行いますが、一部「（特定の）指定居宅介護支援事業者」（以下「委託事業者」という。）に委託する場合があります。

支援センターの委託事業者は5ページの表【委託事業者一覧】の通りです。

### (2) 支援センター又は委託事業者の担当職員の選任（契約書第3条及び第9条参照）

サービス提供時に、『支援センターの保健師、看護師、（主任）介護支援専門員、社会福祉士又は社会福祉主事等（以下「支援センター職員」という。）又は委託事業者の介護支援専門員（以下「担当」という。）を選任し、利用者とその氏名を通知し、適切な業務の遂行に努めます。

### (3) 担当の交替

#### ① 支援センター及び委託事業者からの申し出

支援センター及び委託事業者の都合により、担当を交替することがあります。

担当の交替をする場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ② 利用者からの申し出

選任された担当の交替を希望する場合には、当該担当が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、支援センター及び委託事業者に対して担当の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の担当の指名はできません。

### (4) 公正中立なケアマネジメントの確保

介護予防サービス計画の作成にあたり、支援センター及び委託事業者に対して、利用者はサービス計画に位置付ける介護予防サービス事業者について、「1. 複数の事業者等の紹介を求めること」「2. 当該事業者等をサービス計画に位置付けた理由を求めること」が、可能であること、の説明を行います。

(5) 衛生管理について

感染症の発生及びまん延防止に努め、必要な措置を講じます。

(6) 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い支援センター職員等に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

(7) サービス実施時の留意事項

①ペットについて

支援センターの職員が適切な業務を行うためにも、訪問中はペットにリードを付けていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護する等の配慮をお願いします。職員がペットに咬まれる等の被害があった場合は、治療費や物品破損等の代金支払い等のご相談をさせていただきます。

②ハラスメントについて

各種ハラスメントについてはその防止や発生した場合の適切な対応を行います。また、付属文書においても規定します。

(8) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

福祉用具貸与又は、特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め、利用者等への十分な説明と多職種（医師や専門職等）の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を行います。

表【委託事業者一覧】

NO	委託事業者名称	所在地	電話番号
1	いずみの園介護保険サービスセンター	中津市大字永添 2 7 4 4 番地	0979-23-0990
2	今津サポートセンターいずみの園	中津市大字今津 1 0 0 5 番地の 2	0979-64-7886
3	玄々堂居宅介護支援事業所	宇佐市大字上田 2 1 1 1 番地の 1	0978-34-7017
4	在宅連携ステーション三光	中津市三光臼木 1 2 1 8 番地	0979-43-5616
5	指定居宅介護支援事業所さつき苑	中津市三光土田 1 2 4 3 番地の 4	0979-26-8024
6	ケアプランセンターグリーンヴィレッジ	中津市犬丸 7 2 7 - 1	0979-32-5355
7	けあぷらん どんぐり	福岡県豊前市下河内 1 6 3 5 番地の 1	0979-33-7166
8	介護相談支援センターケア・ラボ	中津市大字今津 6 2 0 - 1	0979-64-9203
9	介護保険サービスセンター 和奏	中津市上如水 3 7 9 番地	0979-64-7483
10	リハケアサポート	中津市大字大貞 371-129	0979-64-9551

※委託事業者の介護支援専門員は「業務を委託した証」となるものを持参し、利用者等に提示することとしています。

## 7. 損害賠償

支援センター及び委託事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、支援センター及び委託事業者の責めに帰すべき理

由によらない場合には、この限りではありません。

\* 契約書第12条参照

## 8. 虐待防止のための措置

支援センター職員は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- 一 虐待の防止に関する責任者の設定
  - 二 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等含む）
  - 四 相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく、介護職員等も利用できること
- 2 利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。（\* 契約書第13条参照）

## 9. 個人情報

業務上知り得た利用者等の個人情報は、正当な理由がない限り秘密を保持します。

また、利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意を得ます。

\* 契約書第14条参照

## 10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、医師、救急隊、利用者の家族等へ連絡し、必要な処置を講じます。

## 11. 苦情及びハラスメントの受付について（契約書第16条参照）

支援センター及び委託事業者に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付機関	電話番号
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8475
大分県福祉サービス運営適正化委員会 (大分県社会福祉協議会)	097-558-0301
中津市介護長寿課	0979-22-1111
社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団	0979-23-1616
中津市地域包括支援センターいずみの園	0979-62-9000

## 12. 医療と介護の連携の強化について

指定介護予防支援の提供の開始に当たり、病院や診療所に入院する際は、担当職員の氏名及び連絡先等を入院先医療機関に伝えるように利用者等に協力を求めます。

## 重要事項説明確認書（同意書）

令和 年 月 日

サービス計画の提供の開始に際し、「中津市地域包括支援センターいずみの園」重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名（委託）

説明者職名

氏 名

㊞

私は、「中津市地域包括支援センターいずみの園」重要事項説明書に基づいて支援センターもしくは委託事業者から重要事項の説明を受けて、理解し同意しました。

利用者

住 所

氏 名

㊞

利用者家族または代理人

住 所

氏 名

（続柄）

㊞

〈重要事項説明書付属文書〉

### 1. サービス提供における支援センターの義務

支援センターでは、利用者等に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① 利用者等に提供したサービス計画等について記録を作成し、完結の日から5年間保存するとともに、利用者等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

\* 契約書第6条参照

- ② 支援センター及び委託事業者、担当は、サービス計画を提供する上で知り得た利用者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩<sup>ろうえい</sup>しません。

(守秘義務)

\* 契約書第14条参照

### 2. 損害賠償について

支援センター及び委託事業者の責任により利用者に生じた損害については、支援センター及び委託事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者等に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌<sup>しんしゃく</sup>して相当と認められる時に限り、支援センター及び委託事業者の損害賠償額が減じる場合があります。

\* 契約書第12条参照

### 3. サービス利用をやめる場合

契約の期間は、契約締結日から契約終了日までです。但し、介護予防支援については、認定有効期間の満了日（満了日が更新された場合は変更後の認定有効期間の満了日）までとします。

契約期間中に、以下のような事由に該当する状況に至った場合、支援センターとの契約は終了します。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 利用者が死亡・転出したとき</li><li>② 利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき</li><li>③ 支援センターから契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき</li><li>④ 利用者が介護保険施設等へ入所した場合</li><li>⑤ 利用者が要介護（介護1～5）認定を受けたとき</li></ol> |
|---|

\* 契約書第9条参照

(1) 利用者から契約の解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1ヵ月以上前までに解約の申し出をして下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 支援センターが正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を順守せずにサービスの提供を怠ったとき
- ② 支援センターが第14条に定める秘密保持に違反したとき、事業を継続する見通しが困難になった場合。
- ③ 支援センターが故意又は過失により利用者等の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事実が認められる場合

\* 契約書第10条参照

(2) 支援センター及び委託事業者から契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者等が、故意又は重大な過失により支援センター及び委託事業者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合  
(主な具体的な行為については下記に記載)
  - 1. 事業所の職員に対して行う、飲酒の強要、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
  - 2. パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為
  - 3. 支援センター職員に対して、許可なく写真や動画の撮影、又は録音等を行うこと、それらをインターネット等に掲載すること

\* 契約書第11条参照

## 個人情報使用同意書

私（利用者及び利用者家族等）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1. 使用目的

私のサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために行うサービス担当者会議、地域ケア会議、事業者間の連絡調整等に必要とするため。

#### 2. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議名、参加者、内容等を記録すること。
- (3) 個人情報の使用期間は、契約書第2条の契約期間とする。

令和 年 月 日

中津市地域包括支援センターいずみの園 あて

委託事業者 あて

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(利用者家族または代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄) (印)